

No.	項目	質問	回答
2 採用後			
2-1	RA/TA/アルバイト等	RA・TA・OA・学内コーディネーター・アルバイト等は採用後も続けていいか。	自身の研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。
2-2	RA/TA/アルバイト等	本学のリサーチ・フェロー(RF)として委嘱され、年間240万円以上の給与所得を得る学生は、支援対象か。	博士課程学生としての研究や本事業におけるキャリア開発・育成コンテンツの取り組みに支障のない範囲であれば、給与の金額にかかわらず支援対象です。研究科によっては機構SPRINGプログラムあるいは機構次世代AIプログラムとの併給を不可とする取り扱いをしている場合もあるため、当該研究科側にも確認してください。
2-3	採用者と大学の関係	採用者と大学の関係は「雇用」ではないという理解でよいか。	はい、雇用ではありません。研究奨励費金は「雑所得」という扱いとなります。
2-4	海外留学	採用期間中に、海外大への交換留学や学位取得留学、リサーチービザ等を取った研究員として海外研究機関に在籍することは認められるか。	採用期間中に海外の大学や研究機関等で研究を行うことは奨励されており、海外にいても研究奨励費は支給されます。ただし海外にいても本学の博士後期課程等に在籍していることは必須になるため、「海外の大学だけに在籍している状態」となるような留学形態の場合は機構SPRINGプログラムまたは機構次世代AIプログラムからの支援を受けることはできません。本学に在籍しながらの交換留学やダブル・ジョイントディグリー、研究のための中長期滞在外などは問題ありません。
2-5	研究奨励費	研究奨励費は雑所得として扱われ確定申告が必要ということだが、どのようにすればよいのか。	研究奨励費は税法上雑所得として扱われるため、所得税、住民税の課税対象となります。また、大学では源泉徴収を行わないため、自身で確定申告が必要となります。 1年間(1月1日～12月31日)に受けた研究奨励費から、確定申告を行います。収入から経費(※研究生活を送るにあたって必要な費用を経費とみなすことができます。例:学費・学会費等)を引いた額が所得となり、所得額に応じて税額を計算することとなります。そのため、収支状況の記録の作成や、経費に該当するもの領収書等の証拠書類の保存が必要となります。 課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する必要があります。 確定申告の時期は毎年2月～3月です。2月頃に機構SPRINGプログラム及び機構次世代AIプログラム採用者向けの確定申告説明会を実施予定です。
2-6	研究奨励費	留学生が租税条約適用を届出すれば日本で確定申告は行わなくてもよいと聞いたが、手続きはどうすればよいのか。	インドネシア・タイ・中国・バングラデシュの4か国に居住していた留学生については、租税条約届出書を提出することにより、研究奨励費に対する確定申告が不要となります。租税条約届出書は支払者(大学)が作成・提出する必要がありますので、租税条約の適用を希望する場合は大学院教育支援機構までご連絡ください。届出をするかどうかは、あくまで本人の希望に基づきます。租税条約届出書を提出しない場合には、原則に従って、確定申告が必要となります。
2-7	研究奨励費	学振特別研究員では、研究奨励費の3割相当額以上を研究遂行経費とする場合、所得税・住民税の課税対象より除外することができるが、同様の制度はあるか。	機構SPRINGプログラム及び機構次世代AIプログラムにおいては、研究遂行経費という制度はありませんが、Q2-5に記載のとおり、研究生活を送るにあたって必要な費用を経費とみなすことができ、収入から経費を除いた金額が所得(=課税対象)となります。
2-8	研究奨励費	健康保険や扶養の扱いはどうなるか。	扶養義務者(親等)に「雑所得」が発生することを伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者(親等)の職場等の担当者にお問い合わせください。 原則的に、月額108,334円以上の収入がある場合は、各種健康保険の被扶養者となることはできません。 受給者は、各自で国民健康保険への加入手続きを行ってください。
2-9	研究費	研究費については指導教員の所属部局に配分されるということだが、所属上の指導教員と、実際に指導を担当している教員の所属部局が異なる場合、どちらの部局に配分されるのか？	採用決定後、各研究科の教務担当および経理担当を通して配分先部局および教員を確認します。指導教員・部局経理担当間で調整のうえ、希望する配分先を回答してください。
2-10	証明書	採用証明書を発行してほしい。	大学院教育支援機構(国際・共通教育推進部 管理掛)までお問い合わせください。 E-MAIL: kanri-graduate★mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (★を@に変えてください)
2-11	RA/TA/アルバイト等	JRA(理化学研究所の大学院リサーチ・アソシエイト制度)として年間240万円以上の給与支給を受けている。出願可能か。	JRAについては、JSTに確認した結果、下記の回答を得ています。 <JST回答> 博士課程学生としての研究や本事業におけるキャリア開発・育成コンテンツの取り組みに支障のない範囲でTA・RA活動等を行い、その適正な対価を受給することは禁止されていないため、給与の金額にかかわらずJRAを受給いただいても問題ありません。